

# 第31回福島地方労働審議会 資料

令和元年度労働行政運営方針

最重点施策及び重点施策の進捗状況について

令和元年10月31日



# 目次

## ○労働行政の最重点施策

- 1 魅力ある職場づくりを推進するための施策 …… 1
- 2 東日本大震災からの復興を支援する施策 ……16

## ○労働行政の重点施策

- 1 労働基準担当部署の重点施策 ……24
- 2 職業安定担当部署の重点施策 ……31
- 3 雇用環境・均等担当部署の重点施策 ……46
- 4 労働保険適用徴収担当部署の重点施策 ……52

## ○地方行政の展開に当たり留意すべき 基本的事項

……55

## 労働行政の最重点施策

### 1 魅力ある職場づくりの推進

#### (1) 働き方改革の推進

- ① 長時間労働の是正に向けた取組の推進

#### ア 労働時間相談・支援班による改正労基法等の周知

・各監督署に設置している「労働時間相談・支援コーナー」において、36協定の適正化を含む労働時間制度全般に関しての窓口指導を行うとともに、「働き方改革推進支援センター」(P4参照)とも連携を図りながら、長時間労働の削減に向けた自主的な取組を推進するため、各監督署の労働時間相談・支援班員により、労基法等の改正内容も含めた説明会を継続的に実施している。

また、事業場に対して個別訪問による細やかな相談・支援を実施している。

#### ・時間外労働上限規制適用猶予業種等に対する説明会の開催については、

○建設業 6月に「福島県建設業関係労働時間削減推進協議会」を開催し、建設業協会支部単位に、9月から順次、労働時間等説明会を開催している。

○運送業 貨物運送業に対しては、11月からトラック協会支部単位で開催を予定している。

旅客運送業に対しては、バス協会が7月に開催し、タクシー協会は支部毎に9月から順次開催している。

○医療保健業 県医師会等と連携し、11月に県内3会場で開催を予定している。

○私立学校 県私立中学高等学校協会と連携し、第1回を6月に開催した。

## 行政運営方針

## 上半期の主な取組

P1からつづく

① 長時間労働の是正に向けた取組の推進

イ 監督指導等

・各種情報等から、時間外・休日労働が1か月当たり80時間を超えていると考えられる事業場、並びに、過労死等に係る労災請求が行われた事業場に対し監督指導を実施している。

・監督指導においては、長時間労働の削減、医師による面接指導の実施などを重点に指導し、更に、事業場における自主的な長時間労働の抑制方策や労働者の健康確保対策の確立を図るため、衛生委員会等の活用を促すとともに、小規模事業場に対しては働き方・休み方改善コンサルタントや産業保健総合支援センターの利用勧奨を実施している。

・平成30年度「過重労働解消キャンペーン」における過重労働重点監督結果を公表した。(6月)

・過労死等防止対策推進シンポジウムを11月5日、郡山市で開催を予定している。

## 労働行政の最重点施策

### 1 魅力ある職場づくりの推進

#### (1) 働き方改革の推進

- ② 雇用形態に関わらない公正な待遇の確保

ア 2020年4月から施行されるパートタイム・有期雇用労働法、関係助成金の周知  
 ・下記日程で開催した「魅力ある職場づくり推進セミナー2019」において、「パートタイム・有期雇用労働法」と関係助成金について説明した。

○9月11日	福島市	○9月19日	会津若松市
○9月24日	いわき市	(○10月2日	郡山市)

・関係部署と連携した説明会・セミナーを開催した。

○9月末現在 39件

・関係機関や個別事業場へ周知を行った。

○2,100件(郵送)

・個別事業所に対する訪問指導(報告徴収)を実施した。

○9月末現在 36件

・県、市町村、事業主団体、関係機関等へ広報誌を通じた周知を行っていただくよう依頼した。

#### ③ 治療と仕事の両立支援の推進

・福島県、福島県経営者協会連合会、日本労働組合総連合会福島県連合会、(一社)福島県医師会等を構成員とする福島県地域両立支援推進チーム連絡会議を開催し、今後チームで実施する取組等について協議を実施した。(9月)

・各種機会を捉え、冊子やリーフレット等を活用し、「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」や、治療と仕事の両立支援に対応できる相談機関等の周知をしている。

## 労働行政の最重点施策

### 1 魅力ある職場づくりの推進

#### (1) 働き方改革の推進

- ④ 中小企業・小規模事業者等に対する支援等

#### ア 福島県働き方改革推進支援センターの設置

平成31年4月より「福島県働き方改革推進支援センター」(委託先:福島県社会保険労務士会)を設置し、電話・メール、来所相談、セミナー等を実施し、働き方改革の周知や改正法の内容、関係助成金について浸透を図っている。

#### イ 働き方改革を支援するための「時間外労働等改善助成金」や「業務改善助成金」等の周知

・助成金一覧表を作成し、局ホームページに掲載した他、助成金の説明をする際に配布し、利用勧奨を行っている。

・関係機関と連携した助成金説明会を開催した。

- 福島経営者協会 1回
- 社会保険労務士会 2回



#### ウ 商工団体への周知

商工会議所・商工会とのネットワークを活用し、毎月、働き方改革、パート・有期雇用労働法、労働局内各種情報を送信し、地域の中小企業への周知を図っている。

#### エ 働き方改革ワークショップの開催

- |        |     |       |      |
|--------|-----|-------|------|
| ○5月21日 | 白河市 | ○6月6日 | 須賀川市 |
| ○7月2日  | 福島市 | ○7月3日 | 福島市  |
| ○9月4日  | 郡山市 |       |      |



#### オ 魅力ある職場づくり推進協議会・作業部会の開催

政労使を構成員とする魅力ある職場づくり推進協議会の開催(11月15日予定)に向けて、9月30日に作業部会を開催し、働き方改革関連法の内容について共有を図るとともに各構成員の取組について確認した。

## 労働行政の最重点施策

### 1 魅力ある職場づくりの推進

(2) 正社員希望者に対する就職支援及び人手不足分野などにおける人材確保と雇用管理改善

#### ① 福島県正社員転換・待遇改善実現プランに基づく施策の推進

・ 非正規雇用労働者の正社員転換・待遇改善の推進のため、平成28年度に策定した「福島県正社員転換・待遇改善実現プラン」(計画期間:平成28年度～令和2年度)に基づき、正社員就職等の実現に向けた取組を推進した。

#### ○令和元年度目標

- ・ハローワークによる正社員就職・正社員転換数 18,611人
- ・ハローワークにおける正社員求人数 84,040人

#### ② 非正規労働者への雇用対策の推進 (正社員希望者に対する就職支援等)

#### ア 正社員就職件数(令和元年8月末現在)

正社員求人に応募するメリットの説明や求職者担当者制や応募書類の作成指導等のきめ細やかな職業相談の取組等により、6,350人が就職した。

#### イ キャリアアップ助成金を活用して有期契約から正規雇用等に転換した労働者数 134人(令和元年8月末現在) ※目標進捗率 34.8%(6,484/18,611)

#### ウ 正社員求人数(令和元年8月末現在)

正社員に重点を置いた求人開拓及び雇用管理改善の働きかけ等により、36,291人分の正社員求人を受理した。 ※目標進捗率 43.2%(36,291/84,040)

#### 【参考】平成30年度

- ・正社員就職・転換数・・・実績17,128人(目標18,611人)
- ・正社員求人数・・・実績87,851人(目標84,040人)

## 労働行政の最重点施策

- 1 魅力ある職場づくりの推進
- (2) 正社員希望者に対する就職支援及び人手不足分野などにおける人材確保と雇用管理改善
- ③ 人手不足分野・地域における労働力確保対策の推進  
(福祉、建設、警備、運輸業等)

ア 「人材確保対策コーナー」の設置  
福祉・建設・警備・運輸分野等の人手不足が顕著な職種の人材確保支援の専門窓口として運営を行う。ハローワーク郡山(H29)、福島(H30)、いわき(H31)に設置している。

イ 「人材確保対策推進協議会(令和元年7月17日)」の開催  
地方自治体・関係機関・団体等との人材確保に係るネットワークの構築、情報共有、具体的施策実施の連携を図った。

ウ 見学会、面接会、説明会等の開催  
対策として、人材不足分野の業界との連携強化に重点を置きながら、以下の見学会、面接会、説明会等のマッチングイベント等を実施した。マッチングイベントでは、人材不足分野の実態や魅力等を発信することにより潜在求職者の開拓・求職者への応募勧奨等に取り組んだ。なお、未充足求人に対する条件緩和・仕事内容欄の表記見直し等の提案を行うなどのフォローアップを行った。



P6からつづく

- ③ 人手不足分野・地域における労働力確保対策の推進  
(福祉、建設、警備、運輸業等)

【マッチングイベント例(4～8月実績)】

○ハローワーク福島

- ・介護関係職場見学会(開催5回 参加者27名)
- ・介護関係職場説明会(開催5回 参加者249名)
- ・警備関係職場説明会(開催2回 参加者81名)
- ・建設関係職場説明会(開催2回 参加者86名)
- ・運輸関係職場説明会(開催1回 参加者41名)

○ハローワークいわき

- ・介護関係職場説明会(開催2回 参加者数18名)
- ・運輸関係職場説明会(開催1回 参加者数10名)
- ・その他(サービス・金融保険・卸売小売業)職場説明会(開催7回 参加者数35名)

○ハローワーク郡山

- ・介護職場見学会及び面接会(開催1回 参加者数5名)
- ・保育職場見学会及び面接会(開催2回 参加者数8名)
- ・介護関係相談会(開催5回 参加者数66名)
- ・看護関係相談会(開催5回 参加者数15名)
- ・建設業ミニ面接会(開催1回 参加者数5名)
- ・警備業ミニ面接会(開催1回 参加者数1名)
- ・運輸業ミニ面接会(開催1回 参加者数8名)

P7からつづく

- ③ 人手不足分野・地域における労働力確保対策の推進  
(福祉、建設、警備、運輸業等)

エ 「福祉の職場合同就職説明会」への共催

福島県社会福祉協議会主催の「福祉の職場合同就職説明会」に共催し、各会場にハローワーク相談コーナーを設置した。  
(福島会場7/7、郡山会場7/15、会津若松会場7/21、いわき会場7/27、相双会場8/10)

オ 「令和元年度 第1回介護労働懇談会」(9月2日)への出席

介護分野の人材確保及び定着を図るために関係機関のネットワークを構築し、相互の施策、事業に対する理解促進、情報交換・共有、役割の分担の検討等、介護のあり方を検討した。

カ ナースセンター・ハローワーク連携事業の取組

看護師等の求職・求人情報について共有を図り、また、各ハローワークでナースセンター出張相談会を開催するなど、就職促進のための取組を実施した。

○ハローワーク福島、いわき、郡山(令和元年6月末現在)

支援対象求職者数32人、就職件数14件、支援対象求人件数50件

○出張相談会の実施件数22回(令和元年6月末現在:ハローワーク福島、いわき、郡山を含む県内10所で実施)

## 労働行政の最重点施策

### 1 魅力ある職場づくりの推進

(2) 正社員希望者に対する就職支援及び人手不足分野などにおける人材確保と雇用管理改善

#### ④ 人材確保に向けた雇用管理改善等

ア ハローワークでの求人受理時や事業所訪問時における雇用管理改善普及・啓発の取組

- ・求人充足サービスと連動し、雇用管理改善普及・啓発の助言を行った。
- ・キャリアアップ助成金、人材確保等支援助成金等を活用し、雇用管理改善普及・啓発の助言を行った。

○キャリアアップ助成金 92件 (158件)

○人材確保等支援助成金(建設分野除く)  
(旧職場定着支援助成金を含む) 15件 (29件)

○人材開発支援助成金(建設コース除く)  
(旧キャリア形成促進助成金を含む) 227件 (136件)

○建設事業主向け助成金 600件 (592件)

〔人材確保等支援助成金(建設分野)  
人材開発支援助成金(建設コース)  
トライアル雇用助成金(若年・女性建設労働者コース)  
旧建設労働者確保育成助成金旧職場定着〕

注1: 令和元年8月末支給決定件数(前年同月実績)

注2: 前年同月実績は平成30年4月より雇用関係助成金の統廃合が行われたことにより同内容の助成金での実績である。

イ 介護分野における人材確保のための雇用管理改善推進事業の実施

- ・公益財団法人介護労働安定センターに委託し実施している。
- ・介護業界団体関係者等を構成員とする雇用管理改善企画委員会を6月6日に開催した。
- ・地域ネットワーク・コミュニティの構築による雇用管理改善の実践取組を県内4地区(県北地域-6社、県中・県南地域-7社、会津地域-4社程度、いわき地域-3社程度)で計20社により実施した。

## 労働行政の最重点施策

### 1 魅力ある職場づくりの推進

#### (3) 若者の雇用対策

##### ① ユースエール認定企業制度の普及拡大

#### ア 制度の周知広報

- ・事業主が多数参加するセミナーや企業説明会、就職面接会等での周知広報を実施した。
- ・求人要請の機会を捉え、主要経済団体に対し労働局長による周知広報を実施した。
- ・各種会議において本制度の説明・周知広報を実施した。

#### イ ユースエール認定に向けた事業所への認定勧奨

- ・労働局・ハローワーク連携による事業所訪問・認定勧奨を実施した。
- ・ハローワーク窓口において、求人受理等の機会を捉えて認定勧奨を実施した。

#### ウ 認定状況

認定企業数・・・47社(令和元年8月末現在)

(平成27年度:1社、平成28年度:4社、平成29年度13社、平成30年度:22社、令和元年度:7社)

※認定数は全国一位(令和元年8月末現在)

## 労働行政の最重点施策

## 1 魅力ある職場づくりの推進

## (3) 若者の雇用対策

## ② 新規高卒者等に対する就職支援

## ア 福島県及び各機関と連携した就職支援

平成28年3月に締結した「福島県雇用対策協定」に基づき、若年者の雇用対策について下記支援事業を福島県と実施した。

## (ア) 福島県高等学校就職問題検討会議

3月20日開催の福島県高等学校就職問題検討会議にて、今年度の応募・推薦方法等について申合せを策定した。

## (イ) 福島県新規高等学校就職促進対策会議

4月26日開催の福島県新規高卒者就職促進対策会議にて策定された就職サポートプログラム及び早期離職防止策に基づき、各種支援策を実施した。

## (ウ) 求人確保要請

5月16日及び27日に、県知事・労働局長・教育長による求人確保要請を主要経済団体へ実施した。

## イ 学卒ジョブサポーター等による就職支援

採用選考前の支援として各高等学校にて職業講和や企業説明会等を、採用選考開始後に就職希望者の応募・就職状況を把握適宜求人開拓を、就職後の支援として企業訪問・相談等により職場への定着支援を、それぞれ実施した。

## ③ 新規大卒者等に対する就職支援

## ア 各大学等との連携

各大学等との連携を図り、定期的な訪問による職業相談、各種セミナー、職業講話の実施した。

## イ 大卒等就職面接会の開催

○ 6月開催(6月1日、11日 若年者地域連携事業)

参加企業 44社、参加学生等 66名

○ 8月開催(8月8日)

参加企業 258社 参加学生等 145名

## ウ 既卒者等への対応

既卒者等に対して職業相談・紹介を実施した。

## 労働行政の最重点施策

### 1 魅力ある職場づくりの推進

#### (4) 事業主が行う人材育成への支援

ア 「人材開発支援策のご案内」(各種助成金制度、認定職業訓練、ものづくりマイスターの派遣、ジョブ・カード等)[平成31年4月1日改訂版]の周知・広報

- ・従業員のスキル向上やキャリア形成の促進、若者の採用育成などを検討している事業主に対する周知・広報を行った。
- ・福島県地域訓練協議会ワーキングチーム会議(9/20)において、各構成団体(10団体)に対し、会員事業所への周知を依頼した。



イ 「グッドキャリア企業アワード2019」エントリー企業募集の周知・広報

(従業員の自律的なキャリア形成支援について他の模範となる取組を行っている企業を表彰)

平成30年度にイノベーション賞を受賞した企業を例に、キャリア形成支援に積極的な企業に対する周知・広報を行った。

ウ 福島労働局ホームページへの人材育成関連情報の掲載による周知・広報

○掲載場所・・・「人材育成に取り組む事業主様」のページ

[https://jsite.mhlw.go.jp/fukushima-roudoukyoku/newpage\\_00091.html](https://jsite.mhlw.go.jp/fukushima-roudoukyoku/newpage_00091.html)

- (ア) 教育訓練給付制度(専門実践教育訓練及び特定一般教育訓練)
- (イ) 生産性向上人材育成支援センター(ポリテクセンター福島)
- (ウ) 企業のためのジョブ・カード活用サイト(福島ジョブ・カードセンター)
- (エ) 福島県ものづくり人材育成支援ナビ(テクナビふくしま)

エ 「ふくしま地域創生人材育成事業」雇用型訓練事業(福島県が実施)への協力

各ハローワークにおいて、積極的な事業の周知と適切な求人受理等を行い、訓練中の人材育成と訓練修了後の正社員化を促進した。

## 労働行政の最重点施策

### 1 魅力ある職場づくりの推進

#### (5) 女性の活躍推進及び職業生活と家庭生活の両立支援対策の推進

##### ① 女性の活躍推進

#### ア 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画策定届の届出義務のある企業(労働者数301人以上)に対し届出及び公表を確実に実施するよう文書を送付した。

- 届出状況 対象企業 157社中155社 (令和元年9月末現在)  
(届出率98.7%)

#### イ えるぼし認定制度の周知

女性活躍推進法に基づく事業主認定(えるぼし認定)制度について、労働局幹部による企業訪問において認定制度の説明・申請勧奨を実施した。

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画を策定した事業所について、「えるぼし」認定制度の認定に向け、申請に関心のある事業所については個別に訪問するなど取組促進への支援を行った。

- 訪問事業所 18社



#### ウ 助成金の活用

女性活躍加速化助成金の活用について、イの局幹部による企業訪問において助成金に関する資料を交付、利用勧奨を実施した。

このほか、各種会合で説明、資料配布を実施した。また、上記助成金資料については当局HPにも掲載した。

#### エ セミナーの開催

下記日程で開催した「魅力ある職場づくり推進セミナー2019」において、女性活躍推進法について周知した。

- 9月11日 福島市
- 9月19日 会津若松市
- 9月24日 いわき市
- (○10月2日 郡山市)

## 労働行政の最重点施策

### 1 魅力ある職場づくりの推進

#### (5) 女性の活躍推進及び職業生活と家庭生活の両立支援対策の推進

##### ② 仕事と家庭の両立支援

- ア 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定  
次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画策定届の計画期間が終了した企業に対し、計画更新するよう促す文書を送付した。
- 文書送付件数 53件
- イ くるみん・プラチナくるみん認定制度の周知  
次世代育成支援対策推進法に基づく事業主認定(くるみん・プラチナくるみん認定)制度について、労働局幹部による企業訪問において認定制度の説明・申請勧奨を実施した。局幹部による企業訪問、企業指導、労働相談時にくるみん認定の取得意向を把握した企業に対し、訪問による申請勧奨を実施した。
- 併せて、認定企業について、認定通知書交付式を局全体の行事として開催し、報道機関に対する広報活動を展開した。
- 申請状況 認定3社(うちプラチナ1社)  
福島トヨペット(株)、東芝プレシジョン(株)  
(株)ニラク(プラチナ)
  - 報道実績 地元紙2社
  - 訪問による申請勧奨 18社
- ウ 助成金の活用  
両立支援助成金の活用について、イの局幹部による企業訪問において助成金に関する資料を交付、利用勧奨を実施した。
- このほか、各種会合で説明、資料配布を実施した。また、上記助成金資料については当局HPにも掲載した。
- エ セミナーの開催  
「魅力ある職場づくり推進セミナー2019」において、両立支援について周知啓発を実施し、併せて「くるみん」認定について申請を勧奨した。
- 9月11日 福島市 ○9月19日 会津若松市
  - 9月24日 いわき市 (○10月2日 郡山市)





## 労働行政の最重点施策

### 1 魅力ある職場づくりの推進

#### (6) 関係機関との連携による取組推進等

#### ア 福島県雇用対策協定

福島県と雇用対策を効果的かつ一体的に実施し、震災からの本格復興の推進と県民の暮らしの向上に取り組んだ。

○第1回福島県雇用対策協定運営協議会の開催(4月17日)

○第2回福島県雇用対策協定運営協議会の開催(7月25日)

#### イ 企業訪問

局長及び局幹部が県内の主要企業トップを訪問し、「魅力ある職場づくり」の推進についての県知事との連名の文書を手交した。

また、訪問後は、当該企業の先進的な取組を当局HPで紹介した。

○訪問企業数 16社(令和元年9月末現在)

(県幹部も同行し、県の施策も説明。下半期は6社訪問予定)

○HP掲載企業数 14社(令和元年9月末現在)



#### ウ 「ふくしま『魅力ある職場づくり』包括連携協定」に基づく事業等の実施

一昨年度、局長と東邦銀行頭取が締結した「ふくしま『魅力ある職場づくり』包括連携協定」に基づき、地域企業の働き方改革や生産性向上・地域創生のため、以下の事業を連携して実施した。

(ア) 双方の若手中堅職員によるプロジェクトチーム(福島労働局「ふくしま総活躍パートナーズ」、東邦銀行「ダイバーシティ推進プロジェクト」)の取組

○イクボス養成講座(6月12日(水)、62人参加)

○職業講話(7月10日(水)、平野中学校1年生80人参加)

○とうぼう塾(7月26日(金)、34人参加)

(イ) 東邦銀行県内105店舗に、福島労働局の施策PR用ポスターやI  
掲示・配架

○計5回実施:ポスター6種類、パンフレット3種類、リーフレット12種類



## 労働行政の最重点施策

### 2 東日本大震災からの復興支援

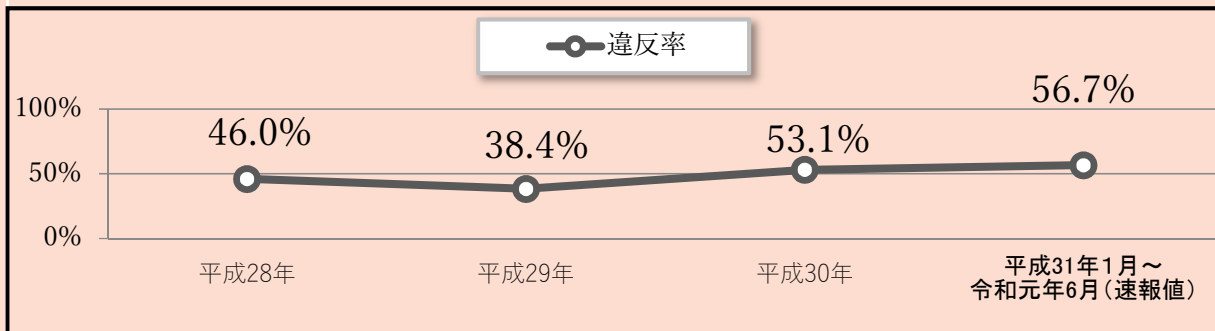
(1) 復旧・復興に従事する労働者の安全・健康確保対策及び労働条件確保対策

① 原発での廃炉作業に従事する労働者の安全・健康確保対策

#### ア 監督指導等

・毎月3回以上の監督指導を実施している。

○実施状況 1～6月 監督指導実施事件数164件、うち、違反件数93件



・原発での廃炉作業に従事する労働者の健康確保のために開設された「健康支援相談窓口」について、リーフレットを活用し、周知等を実施している。

#### イ 放射線管理計画の届出等に基づく指導

提出された放射線管理計画及び放射線作業届の内容を審査し、安全対策や被ばく低減対策について指導している。

○令和元年度上期	放射線管理計画	受理件数	2件
○令和元年度上期	放射線作業届	受理件数	196件

P16からつづく

① 原発での廃炉作業に従事する  
労働者の安全・健康確保対策

ウ 関係機関等との連携

- ・東電及び元請事業者に対し、熱中症防止対策の徹底を要請した。(5月)

- ・廃炉事業者に対する長時間抑制及び法令遵守指導会を開催した。(9月3日及び4日に延べ3回)

- ・「廃炉・汚染水対策現地調整会議」に出席した。(6月、9月)

- ・「福島県原子力発電所の廃炉に関する安全監視協議会労働安全衛生対策部会」に出席した。(6月、10月)

- ・福島県危機管理部原子力安全対策課との合同パトロールにより必要な指導等を実施した。(9月)

## 労働行政の最重点施策

### 2 東日本大震災からの復興支援

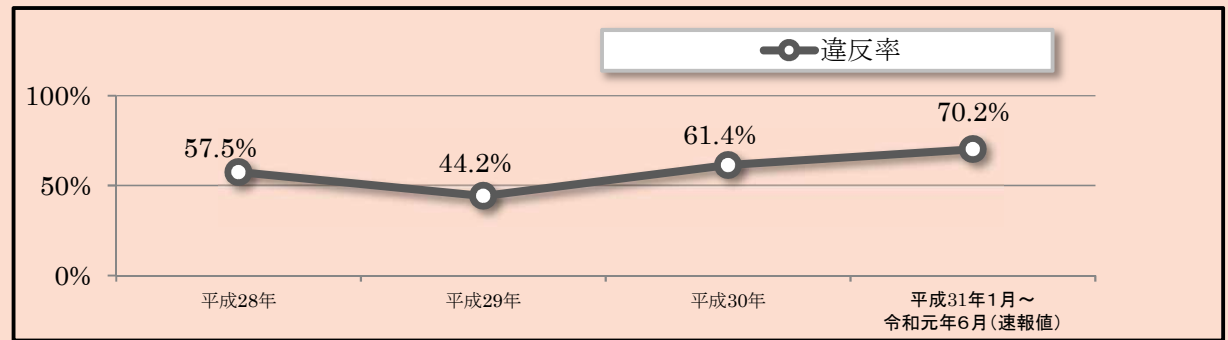
(1) 復旧・復興に従事する労働者の安全・健康確保対策及び労働条件確保対策

② 特定復興再生拠点区域復興再生計画に基づく除染等業務及び特定線量下業務並びに中間貯蔵施設等における汚染土壌の搬入・搬出業務等に従事する労働者の安全・健康確保対策及び労働条件確保対策

### ア 監督指導等

除染作業に係る監督指導を実施している。

○実施状況 1月～6月 監督指導実施件数84件、うち、違反件数59件



### イ 除染等の作業届に基づく指導

提出された作業届の内容を審査し、安全対策や被ばく低減対策について指導している。

○令和元年度上期 作業届 受理件数 86件

### ウ 「除染等業務従事者等被ばく線量登録管理制度」への参加促進

「除染等業務従事者等被ばく線量登録管理制度」への参加について、パンフレットを活用し、周知等を実施している。

P18からつづく

② 特定復興再生拠点区域復興再生計画に基づく除染等業務及び特定線量下業務並びに中間貯蔵施設等における汚染土壌の搬入・搬出業務等に従事する労働者の安全・健康確保対策及び労働条件確保対策

### エ 関係機関等との連携

- ・福島県除染担当職員に対し、除染電離則等の説明会を実施した。(4月)
- ・平成31年度第1回県市町村専門研修会において除染電離則等を説明した。(4月)
- ・発注機関、災害防止団体に対し、熱中症防止対策の徹底を要請した。(5月)
- ・福島地方環境事務所、福島県との合同パトロールにより必要な指導等を実施した。(7月1回、8月2回)
- ・「福島地方環境事務所作業適正化・安全対策協議会」の総会(7月)や講話会(8月)において、福島地方環境事務所や福島地方環境事務所発注工事の元請事業者に対し、労働災害防止について協力を要請した。
- ・県内工事関係者連絡会議を開催し、公共工事の発注機関等に対し、労働災害防止対策について協力を要請した。(6月)
- ・福島地方環境事務所作業適正化・安全対策等協議会パトロールを実施した。(6月1回、9月1回)

## 労働行政の最重点施策

### 2 東日本大震災からの復興支援

(1) 復旧・復興に従事する労働者の安全・健康確保対策及び労働条件確保対策

③ 中間貯蔵施設等における事故由来廃棄物等処分業務に従事する労働者の安全・健康確保対策及び労働条件確保対策

#### ア 監督指導等

中間貯蔵施設等の事故由来廃棄物等処分場に対し、定期的に監督指導を実施するなどにより、事業場に対し、被ばく管理を含めた安全・健康確保及び基本的労働条件の遵守徹底など、監督指導を実施している。

(参考)

各施設等の稼働等の状況

#### <中間貯蔵施設関連>

中間貯蔵施設は8つの工区に分けて建設が進められ、内7つの工区で運用が開始され、残り1工区は2019年秋以降に運用開始予定である。

受入・分別施設は9施設、土壌貯蔵施設は6つの工区で稼働中である。

#### <減容化施設>

減容化施設は7施設が稼働し、4施設が建設中である。

#### イ 関係機関等との連携

福島地方環境事務所作業適正化・安全対策等協議会パトロールを実施した。  
(6月1回、9月2回)

## 労働行政の最重点施策

### 2 東日本大震災からの復興支援

(1) 復旧・復興に従事する労働者の安全・健康確保対策及び労働条件確保対策

④ 原発での廃炉作業及び除染作業等業務における違法派遣対策

#### ア 原発での廃炉作業における違法派遣対策

・福島県、福島県警、東京電力など関係機関等による各種会議における偽装請負や違法派遣防止の啓発活動を実施した。

○ 福島第一原発・暴力団等排除対策現地連絡会総会(6/4)

○ 労働条件に関する法令遵守講習会(9/3~4)

・違法な労働者派遣等の疑いがある事案についての申告、情報提供に対する速やかな調査と迅速・的確な指導を実施した。

・原発関係労働者派遣事業主を重点とした定期指導を実施した。

#### イ 除染作業等業務における違法派遣対策

・違法な労働者派遣等の疑いがある事案についての申告、情報提供に対する速やかな調査と迅速・的確な指導を実施した。

・除染作業等業務の発注者である環境省福島地方環境事務所を訪問し、受託事業者に対し、リーフレットを活用した偽装請負の防止等について、周知・啓発を依頼した。

(4/4)

## 労働行政の最重点施策

### 2 東日本大震災からの復興支援

#### (2) 復興に向けた就労支援

##### ① 避難県民の帰還のための就労支援の推進

#### ア 福島県雇用対策協定(再掲)

福島県と雇用対策を効果的かつ一体的に実施し、震災からの本格復興の推進と県民の暮らしの向上に取り組んだ。

○第1回福島県雇用対策協定運営協議会の開催(4月17日)

○第2回福島県雇用対策協定運営協議会の開催(7月25日)

#### イ 福島雇用促進支援事業

避難者が帰還を希望する場合の就労等を支援する「福島雇用促進支援事業」において、下記事業を実施した。

(ア)人材獲得セミナー、各種資格講習等を行う「企業向け雇用確保に係る事業」(9事業)

(イ)職業相談、各種技能講習等を行う「求職者向け就職支援に係る事業」(6事業)

(ウ)職業体験実習事業

(エ)合同就職面接会(県内2会場)

The image contains three posters related to employment support in Fukushima. The left poster, '雇用確保の課題に最善手!', outlines strategies for '雇用確保' (Employment Assurance) and '社員のスキルアップ' (Employee Skill Improvement). The middle poster, 'はたらこの就活お助け診断', provides a 'job hunting assistance diagnosis' with various options and checkmarks. The right poster, '福島広域雇用促進支援協議会', features a cartoon character and details about the '2019年度 福島雇用促進支援事業' (2019 Fukushima Employment Promotion Support Project), including a '働きたいネット' (Job Wanted Network) and '若年労働者 雇用の場' (Young Workers' Employment Opportunities).



## 労働行政の最重点施策

### 2 東日本大震災からの復興支援

#### (3) 復興支援に関する取組の情報提供

- ・ 県内4所(福島、いわき、郡山、相双)に職業相談員(帰還者支援分)を配置し、福島帰還希望者に対し、個々の求職者の状況に応じたきめ細やかな就職支援を実施した。
- ・ 県内外の避難者全世帯に対し、福島県の雇用情勢や就労支援事業に関する情報等を発信する「ふくしまで働く」を発行した。(季刊紙、夏号-6月、秋号-9月 各55,000部発行)
- ・ 公益社団法人福島相双復興推進機構(福島相双復興官民合同チーム)との連携により、被災事業者の事業復興に向けた人材確保支援、避難住民の帰還支援を実施した。
- ・ 福島労働局ホームページへ、復興に向けた就労支援や復興支援イベント情報等を掲載した「復興支援特設サイト」を開設した。



## 労働行政の重点施策

## 1 労働基準担当部署の重点施策

## (1) 労働条件の確保・改善対策

- ・ 県内全署において、管内の実情を踏まえた監督指導や集団指導を実施することにより、労働基準法関係法令や基本的労働条件の遵守徹底及び労務管理体制の確立及び定着を図った。

- 監督実施件数 689 件(令和元年度9月末)
- 集団指導件数 50 件(令和元年度9月末)

- ・ 解雇、賃金不払等に関する労働者からの申告については、249件受理した。

## ア 自動車運転者

- ・ 福島運輸支局との合同監督を含め、過重労働による健康障害防止対策の徹底を主眼とした監督指導を実施した(通年)。

- ・ 令和元年度物流セミナーにおいて、荷主等を含む関係団体に対し、労働基準関係法令等の周知のための集団指導を実施した。(9月)

- ・ 「トラック輸送における取引環境・労働時間改善福島県協議会」において、トラック運転者の長時間労働等の改善に向けた環境整備に取り組む予定としている。(10月又は11月)

## イ 技能実習生

- ・ 技能実習生を雇用する事業場に対して監督指導を実施した。(通年)

- ・ 外国人技能実習機構及び出入国管理機関との相互通報を実施した。(通年)

- ・ 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律に係る東北地区地域協議会※(第1回)に参加した。(6月)

※ 東北地区における出入国管理機関、労働基準監督機関、職業安定機関をはじめとした国の機関と地方公共団体の機関、外国人技能実習機構等が、相互の連携を図り、情報共有等を図る仕組みを構築することを目的とした協議会である。

## 労働行政の重点施策

## 1 労働基準行政の重点施策

## (2) 最低賃金制度の適切な運営

- ・ 7月12日福島地方最低賃金審議会に最低賃金改正について諮問、審議を重ねた結果、8月5日に答申を得て、最低賃金772円を26円引き上げ798円に改正し、10月1日発効となった。
- ・ 改正最低賃金について、県・市町村、事業者団体(計1,247団体)、金融機関等へ周知広報の協力を依頼した。
- ・ 福島労働局最低賃金PR用キャラクター「サイちゃんKun」を用いた周知を行った。

## 労働行政の重点施策

### 1 労働基準行政の重点施策

(3) 第13次労働災害防止計画の推進及び労働者の安全と健康確保対策の推進

#### ① 第13次労働災害防止計画 (平成30年～令和4年)

- ・死亡者 5年間で15%以上減少
- ・死傷者 5年間で5%以上減少

#### ② 災害多発業種における労働災害防止対策

## 福島県内の労働災害発生状況

	平成29年	平成30年	増減
死亡者数	20	13	-7(35.0%減)
死傷者数	1,839	2,037	+198(10.8%増)

	平成30年 9月末	令和元年 9月末	増減 (平成30年比)
死亡者数	8	9	+1(12.5%増)
死傷者数	1,394	1,291	-103(7.4%減)

※「死傷者数」は休業4日以上

### ア 建設業

・復旧・復興工事等の建設工事現場に対し、墜落・転落災害防止対策等について指導等を実施している。

・全国安全週間準備期間である6月に、福島大学食農学類研究棟の建設工事現場に対し、福島労働局長よる安全パトロールを実施し、仮設作業における墜落・転落災害防止対策や熱中症予防対策を重点に指導を実施した。(6月)

・県内建設工事関係者連絡会議を開催し、公共工事の発注機関等に対し、労働災害防止対策について協力を要請した。(6月)

・福島県と連携し、県内3カ所(いわき、郡山、会津若松)で開催された「2019年度 地域に生きる建設企業経営講座」において、墜落・転落災害防止対策や熱中症予防対策等について指導を実施した。(7月)

### イ 製造業

労働災害が多い食料品製造業の事業場を重点に、加工用機械による災害防止に向けたリスクアセスメント、はさまれ・巻き込まれ災害防止対策等について指導を実施している。

P26からつづく

### ② 災害多発業種における労働災害防止対策

#### ウ 陸上貨物運送事業

(独)自動車事故対策機構福島事務所と連携し、運行管理者等一般講習において、「交通労働災害防止のためのガイドライン」や「荷役作業の安全対策ガイドライン」に基づく取組について指導を実施した。

(8月、9月、10月 計5回)

#### エ 林業

福島県や林材業労働災害防止協会福島県支部等と連携し、林業の事業場に対し、災害事例を踏まえた対策、伐木等作業の安全対策の強化を内容とする改正労働安全衛生規則に基づく対策について指導等を実施した。(6月、8月、10月)

#### オ 第三次産業

- ・多店舗展開企業等の本社・本部等に対し、店舗・施設等を含めた全社的な安全衛生の取組について指導等を実施している。

- ・(一社)福島県労働基準協会及び各地区労働基準協会が取り組んでいる「第三次産業に関するゼロ災記録証授与制度」の周知を実施している。

### ③ 転倒災害防止及び交通労働災害防止対策

- ・各種機会を捉え、局独自に作成したパンフレット等を活用し、転倒災害防止対策について指導等を実施している。

- ・転倒災害等を防止する上で、労働者が最低限守ることを示した「守ってゼロサイカード」の周知を実施している。

- ・冬季前に労働者への注意喚起の実施などを内容とした「今後の転倒災害防止対策」について、関係団体に対して協力を要請した。(9月)

- ・(独)自動車事故対策機構福島事務所と連携し、運行管理者等一般講習において、「交通労働災害防止のためのガイドライン」等に基づく取組について指導を実施した。(8月、9月、10月 計5回)

## 労働行政の重点施策

### 1 労働基準行政の重点施策

(3) 第13次労働災害防止計画  
の推進及び労働者の安全と健康確保対策の推進

④ 健康診断の実施及び事後措置の推進

⑤ 職場におけるメンタルヘルス対策及び健康管理対策の推進

⑥ 化学物質による健康障害防止対策

⑦ 石綿健康障害予防対策

- ・ 職場の健康診断実施強化月間(9月)を重点に、健康診断と健康診断実施後の事後措置等の適切な実施について指導等を実施するとともに、関係団体に対して協力を要請した。

- ・ ストレスチェック等のメンタルヘルス対策の取組が進んでいない事業場に対し、労働安全衛生法令や「労働者の心の健康の保持増進のための指針」に基づく取組の実施を指導するとともに、メンタルヘルス対策が不十分な事業場に対しては、福島産業保健総合支援センターの活用を勧奨している。

- ・ 危険性・有害性のある化学物質の取扱事業場に対し、化学物質のリスクアセスメント等について指導等を実施している。

- ・ 提出された計画届や作業届の内容を審査し、実地調査を実施すること等により、石綿健康障害予防対策について指導等を実施している。

○令和元年度上期	計画届	受理件数	61件
	作業届	受理件数	18件

- ・ 解体工事現場等に対し、地方自治体との合同パトロールにより必要な指導等を実施した。(6月)

## 労働行政の重点施策

### 1 労働基準行政の重点施策

- (3) 第13次労働災害防止計画の推進及び労働者の安全と健康確保対策の推進

#### ⑧ 職業性疾病等予防対策

#### ア 熱中症予防対策

・「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」の実施期間（4月が準備期間、5月から9月までが実施期間）を重点に、パンフレット等を活用し、熱中症予防対策について指導等を実施した。

・熱中症のリスクが高まる夏場を迎える前及び夏場に、公共工事の発注機関や関係団体等に対し、熱中症予防対策について協力を要請した。（5月、8月）

#### イ じん肺予防対策

第9次粉じん障害防止総合対策（5か年計画）に基づき、関係事業場に対し、発じん防止対策や保護具の使用等について指導等を実施している。

#### ⑨ 外国人労働者の労働災害防止対策

・技能実習生を使用している事業場などに対し、リーフレット等を活用し、外国人労働者が理解できる安全衛生教育の実施、労働災害防止のための標識や掲示の設置等について指導している。

#### ⑩ 安全衛生優良企業公表制度の周知

・各種機会を捉え、リーフレットを活用し、安全衛生優良企業公表制度の周知等を実施している。

## 労働行政の重点施策

## 1 労働基準担当部署の重点施策

## (4) 労災補償対策の推進

- ア 過労死等事案(脳心臓疾患、精神障害、石綿関連疾患)の的確な労災認定  
労災認定基準の適切な運用に留意し、特に過労死等事案については監督・安全衛生担当部署との連携を図るとともに、本省とも情報共有を図りながら実施した。
- イ 迅速かつ公正な保険給付を行うための事務処理の徹底  
署管理者、局管理者による管理等を徹底し、長期未決事案の発生防に努めている。  
また、相談者及び請求人へは、各種パンフレットを活用して、請求できると思われる各種給付について漏れのないよう懇切・丁寧で分かりやすい説明の実施に努めている。
- ウ 労災補償業務の効率化と人材育成  
上記①・②の課題を達成させるためには、日々業務の効率化を行いつつ、非常勤職員の活用、人材育成のための研修・業務支援の充実、外部委託の有効活用を用いながら業務運営をする必要があることから、これらについて積極的に取り組んでいる。
- 東日本大震災後に発生した東京電力福島第一原子力発電所の廃炉作業に伴う、電離放射線被ばくを理由とする労災請求に対しては、本省及び局署の連携を密にして対応を図っている。さらに、当該業務に従事する労働者に対しては、東京電力が実施する原発への新規入場者説明会時に、リーフレット「放射線被ばくによる疾病についての労災保険制度のお知らせ」の配布を依頼し、制度の周知を図っている。



## 労働行政の重点施策

## 2 職業安定担当部署の重点施策

## (1) 若者の就労環境の整備

## ① わかものハローワークによる支援

ア 担当者制による予約相談・紹介の実施

イ フリーター等に対する正規雇用化の支援

フリーター正社員就職件数 1,865件(令和元年度7月末時点)

ウ 「在職者向け相談窓口」での相談実施

・在職者に対する職業相談を実施した。

・職場環境の不満等についても相談、労働関係法令違反が疑われる場合は労働基準監督署へ情報提供した。

## ② 若者の「使い捨て」が疑われる企業等への取組

ア 労働関係法令違反事業所からの求人不受理

労働関係法令に違反した事業所からの求人を不受理とすることにより、新卒採用時のトラブル防止を図った。

イ わかものハローワークにおける「在職者向け相談窓口」での相談実施再掲

## 労働行政の重点施策

## 2 職業安定担当部署の重点施策

## (2) 障害者雇用対策の推進

ア きめ細かな職業相談の実施により、求職者の状態や配慮を必要とする部分等を把握し、関係機関と連携し「チーム支援」を行うなど、障害特性に応じた就職支援と職場定着指導を実施した。

○就職件数(令和元年8月末現在)640件(前年同月比16.6%増)

※ 年間目標:1,454件(進捗率44.0%)

## イ 法定雇用率達成指導

雇用ゼロ企業や不足数1人の企業を重点指導企業として選定し、第1四半期に企業を54訪問、16企業が雇用率を達成した。

## ウ 障害者就業・生活支援センター連絡会議の開催

- ・ 令和元年7月18日に関係者13名を参集し開催した。
- ・ 各圏域におけるセンターの取組み内容について情報交換を行った。

## エ 「精神・発達障害者しごとサポーター養成講座」の開催

- 令和元年7月11日 福島会場(コラッセふくしま)
- 令和元年7月12日 郡山会場(ハローワーク郡山)
- 令和元年7月30日 いわき会場(いわき産業創造館)
- 令和元年7月29日 ハローワーク福島 ※公的機関向け集合講座
- 令和元年9月4日 福島会場(コラッセふくしま)

※その他、企業からの要請により「出前講座」を開催中である。

## オ 国及び地方公共団体に対し「改正障害者雇用促進法」について周知(6月、9月)

(ア) 障害者の活躍の場の拡大に関する措置

(イ) 国及び地方公共団体における障害者の雇用状況についての的確な把握等に関する措置

## 労働行政の重点施策

## 2 職業安定担当部署の重点施策

## (3) 高齢者の雇用対策の推進

ア 65歳以上の高年齢求職者に重点を置いた就職支援の実施

(ア)「生涯現役支援窓口」の設置

ハローワーク福島(平成28年4月～)、ハローワークいわき(平成29年4月～)

ハローワーク郡山(平成30年4月～)、ハローワーク会津若松(平成31年4月～)

(イ)65歳以上の就職件数(生涯現役支援窓口)

(4月～8月の実績)

○就職件数 196件(年間目標 305件)

○目標進捗率 64.3%

イ 令和元年6月1日現在の高年齢者雇用状況報告書に基づく違反企業の把握及び指導の実施

・県内に主たる事業所を置く従業員30人以上の企業(2,657社)に対し、本省から調査依頼を行った。

・ハローワークに提出のあった雇用状況報告書により違反企業の把握を行い、高年齢者雇用確保措置を講ずるよう随時指導を実施した。

ウ 高年齢者雇用確保措置指導業務担当者会議の開催

5月22日にハローワークの高年齢者雇用確保措置担当の雇用指導官に対してTV会議にて今年度の雇用確保措置指導業務の具体的な取組方針・内容等についての事務打ち合わせを行った。

エ ハローワークの雇用指導官と高年齢者雇用アドバイザー((独)高齢・障害・求職者雇用支援機構が委嘱・配置する)とが連携した指導の実施

・高年齢者雇用確保措置等の指導のために、雇用指導官と高年齢者雇用アドバイザー等との同行訪問を実施した。

4月～8月において2件の同行訪問を実施した。

・4月22日に福島労働局職業対策課高齢者対策担当官と高年齢者雇用アドバイザー等との合同会議を開催し、意見交換等により連携を深めた。

P33からつづく

(3) 高齢者の雇用対策の推進

オ ハローワークにおける求人申し込み時及び助成金申請時等並びに事業訪問時等に違反企業の指導を随時実施した。

カ 生涯現役促進地域連携事業の委託地方公共団体への働き掛けを実施した。

(4) 子育てする女性等に対する雇用対策の推進

ア マザーズコーナーでの取組

ハローワーク福島・いわき・会津若松・郡山に設置されているマザーズコーナーにおいて、キッズコーナーの併設等子育て中の女性等が来所しやすい環境を整備するとともに、仕事と子育てを両立しやすい求人の確保や専門相談員による相談・情報提供を推進し、就職支援の充実を図った。

イ 担当者の実施

子育てしながら早期の就職を希望する者等を重点支援対象者及び担当者制として各種就職支援を行った。

- 担当者制支援による重点支援対象者数 310人(令和元年6月末現在)
- 上記支援対象者の就職者数 297人( " )
- 上記支援対象者の就職率 95.8%( " )

ウ 就職支援セミナーの実施

マザーズ利用者向け就職支援セミナーを開催した。

- セミナーの開催回数 7回(令和元年8月末)
- セミナーの参加者数 34人( " )

エ 就職支援協議会の開催

「福島労働局子育て女性等の就職支援協議会(6/21)」及び「地域子育て女性等の就職支援協議会(福島6/27、いわき7/25、会津若松7/25、郡山7/22)」を開催し、自治体等関係機関と情報共有・意見交換等を行った。

## 労働行政の重点施策

## 2 職業安定担当部署の重点施策

## (5) 生活困窮者対策の推進

## ア 生活保護受給者等就労自立促進事業担当者研修会議の開催

「生活保護受給者等就労自立促進事業担当者研修会議」を5月9日に開催し、令和元年度目標値及び要領改正部分を中心に指示、伝達を行った。

- 支援対象者(年間目標) 1,420人  
(令和元年8月末現在) 828人
- 就職者数(年間目標) 951人  
(令和元年8月末現在) 495人

## イ 福島県生活保護受給者等就労自立促進事業協議会の開催

「福島県生活保護受給者等就労自立促進事業協議会」を5月20日に開催し、令和元年度の事業実施計画等の議題について、国、県、県社協による協議を行った。

## ウ 出張ハローワーク！ひとり親全力サポートキャンペーン」の効果的な実施

8月の「出張ハローワーク！ひとり親全力サポートキャンペーン」の効果的な実施に向け、地方自治体との協力体制の構築について、6月5日に各所宛の通知を発出した。

## 【8月キャンペーンの実績(12市2町にて実施)】

- 相談件数・・・69人
- うち支援対象者・・・29人

## 労働行政の重点施策

## 2 職業安定担当部署の重点施策

## (6) 地方自治体と一体となった雇用対策の推進

- ・ 全国ネットワークの求人・求職情報の提供により、労働市場全体としてマッチング機能を強化するとともに、地方自治体が行う雇用対策の充実のための環境整備を図った。

## 【求人情報オンライン提供】

令和元年8月末時点で16団体(※1)が利用

(※1)

○特定地方公共団体・・・7団体

○地方自治体自ら無料職業紹介を行わず、職業紹介事業者に委託して職業紹介事業を行う場合・・・2団体

○職業紹介事業を行わない地方自治体のうち、就職のための各種支援を周知・広報などすることを目的として求職者へ働きかけを希望する地方自治体・・・7団体

## 【求職情報オンライン提供】

令和元年8月末時点で5団体(※2)が利用

(※2)

○特定地方公共団体・・・2団体

○地方自治体自ら無料職業紹介を行わず、職業紹介事業者に委託して職業紹介事業を行う場合・・・1団体

○職業紹介事業を行わない地方自治体のうち、就職のための各種支援を周知・広報などすることを目的として求職者へ働きかけを希望する地方自治体・・・2団体

## 労働行政の重点施策

### 2 職業安定担当部署の重点施策

#### (7) 地域雇用対策の推進

「地域雇用活性化推進事業」の活用促進等により、雇用情勢が厳しい地域等における自治体の創意工夫を活かした雇用創出・人材育成の取組を支援する。

- ア 各自治体へ地域雇用活性化推進事業の制度周知、応募勧奨地域雇用活性化推進事業対象地域(59自治体)へ制度の周知・案内及び事業提案意向を確認した。  
 平成31年度募集周知・案内(平成31年4月15日)  
 令和2年度選抜(令和2年4月1日開始)に向け提案意向あり:3自治体

#### ※地域雇用活性化推進事業

[事業提案が可能な地域要件]

##### I 雇用機会不足地域

次の①、②いずれかに該当する地域

- ①最近3年間(平均)又は最近1年間(平均)の地域の有効求人倍率が全国平均(1を超える場合には1.00、0.67未満である場合には0.67)以下であること
- ②最近3年間(平均)又は最近1年間(平均)の地域の有効求人倍率が1未満であって、最近5年間で人口が全国平均以上に減少していること

##### II 過疎等地域

過疎地域自立促進特別措置法(平成12年3月31日法律第15号)による過疎地域や重大な災害の被害を受けた地域として別途定める地域

#### イ 福島広域雇用促進支援協議会との連携

県内5か所で開催された、福島広域雇用促進支援協議会主催の「雇用に係る支援制度研修会及び人材獲得セミナー」において、助成金制度の周知・説明を行った。  
 (6月27日、7月3日、12日、19日、26日)

開催日	会場	定員	申込締切
6/27	南相馬	40名	6/24
7/3	いわき	40名	6/28
7/12	福島	40名	7/9
7/19	会津若松	30名	7/16
7/26	郡山	50名	7/23

開催日	会場	定員	申込締切
6/27	南相馬	40名	6/24
7/3	いわき	40名	6/28
7/12	福島	40名	7/9
7/19	会津若松	30名	7/16
7/26	郡山	50名	7/23

#### (8) 失業なき労働移動の実現

- ・ 離職を余儀なくされる労働者の円滑な再就職を図るため労働移動支援助成金の周知及び活用促進の取組を行った。  
 (令和元年度8月末現在支給決定件数:3件、平成30年度支給決定件数:22件)

## 労働行政の重点施策

## 2 職業安定担当部署の重点施策

## (9) ハローワークのマッチング機能に関する業務の評価・改善の取組

## 【主要指標の状況】

## ア就職件数

○年間目標数	29,876件
○4月～8月の実績	12,473件(進捗率41.7%)

## イ充足件数

○年間目標数	29,122件
○4月～8月の実績	12,058件(進捗率41.4%)

## ウ雇用保険受給者の早期再就職件数

○年間目標数	7,650件
○4月～7月の実績	2,266件(進捗率29.6%)

## 【補助指標の状況】

## ア求人に対する紹介率

○年間目標値	43.9%
○4月～7月の実績	45.1%(進捗率102.7%)

## イ求職者に対する紹介率

○年間目標値	56.0%
○4月～7月の実績	56.0%(進捗率100.0%)

- ・ 主要指標については、ハローワークのマッチング機能に関する業務のうち、特に中核業務の成果を測定する評価指標であり、当該業務の成果向上のため、①求職者担当者制を中心とした個別支援の強化、②積極的なマッチングによる求人情報の提供、③求人担当者制によるマッチングからフォローアップまでの一貫した支援等を実施した。

補助指標については、ハローワークのマッチング機能に関する業務の質の向上を図るものであり、「紹介スキル向上！作戦」により、能動的マッチングの強化に取り組んだ。



## 労働行政の重点施策

## 2 職業安定担当部署の重点施策

## (10) 雇用保険制度の安定的運営

## ア 雇用保険受給者の早期再就職支援の取組

雇用保険受給者の早期再就職の取組を各ハローワークが状況を確認し適切に各種施策を行えるように、毎月のハローワーク別再就職状況(残日数2/3以上で就職した者)を提供した。

## 【実績】

○早期再就職件数 2,267件(令和元年度6月末現在)

## イ 雇用保険各種手続の電子申請率向上に向けた取組

令和2年4月1日からの特定法人の電子申請義務化にかかる周知・広報を含め、労働局ホームページでの電子申請の標準処理期間の掲載や電子申請アドバイザー等を活用した電子申請の窓口・事業所訪問等による電子申請利用促進に向けた勧奨等を行った。

## 【実績】

○電子申請率	雇用保険資格取得届 27.9%
(令和元年度7月末現在)	雇用保険資格喪失届 24.8%

## 労働行政の重点施策

## 2 職業安定担当部署の重点施策

## (11) 労働力需給調整事業の適正な運営の推進

## ア 労働者派遣事業にかかる法制度周知

・定期指導等において、法令を順守した事業運営について指導を行った。

・労働者派遣事業所(派遣元)及び派遣労働者を受け入れている事業所(派遣先)を対象とした「労働者派遣事業の適正な運営のためのセミナー」を、各県内5会場(福島・郡山・いわき・会津・相双)にて実施し、2020年4月に施行される同一労働同一賃金関係制制度に関し周知啓発を行った。

## ○派遣元

福島(10/10) 郡山(10/7) いわき(9/17) 会津若松(9/30) 南相馬(8/28)

## ○派遣先

福島(10/9) 郡山(10/24) いわき(8/26) 会津若松(9/25) 南相馬(9/3)

・労働保険事務組合連合会福島支部主催の研修会において、労働者派遣法の概要についての講義を行った。(7/18 参加人数72名)

・廃止された「特定労働者派遣事業者」に対し、無許可派遣を行っていないか、訪問のうえ調査確認を行った。

## イ 職業紹介事業にかかる法制度周知

・定期指導等において、法令を順守した事業運営について指導を行った。

・職業紹介事業者に対する「職業紹介事業の適正な運営のためのセミナー」をビッグパレットふくしまにおいて開催し、改正職業安定法及び適正な外国人労働者の受入れについて周知を行った。(9/26)



## 労働行政の重点施策

## 2 職業安定担当部署の重点施策

## (14) 公的職業訓練修了者への就職支援

## ① 適切な受講あっせん

ア 職業訓練関係業務担当者会議(各ハローワークの事業担当職員を参集)による指示  
5/24に開催した上記会議において、ジョブ・カード等を活用した適切な訓練コースへの誘導及び訓練修了者への相談、求人部門と連携した就職支援について各ハローワークに指示した。

## イ 職業訓練の周知

- ・ 県民に広く周知するため、局HPをリニューアルし訓練情報を掲載した。
- ・ 求職者等に周知するため、3か月ごとにハロートレーニングスケジュール～離職者訓練実施予定一覧～を作成し、福島県、機構福島支部、各ハローワークへ提供した。
- ・ 追加募集等あった場合は、都度、HPを更新のうえ、各ハローワークに情報提供した。

## ② 訓練修了者の就職支援

## ア 求人情報の提供

訓練受講者への情報提供のため、すべての訓練実施機関へ各ハローワークにおいて前日受理した県内の求人一覧表を作成し送付した。

## イ 訓練修了前の職業相談

訓練修了1か月前の時点で未内定者全員に対し、ハローワークに来所を求め、最新の求職者ニーズやスキルに沿った求人票の提供などによる職業相談を行った。  
(公的職業訓練及び介護労働講習)

## ウ 担当者制による個別支援

訓練修了1か月前相談時点から、担当者制により求人情報、就職支援セミナー、キャリアコンサルティングなどの手厚い個別支援を行った。

## 労働行政の重点施策

## 2 職業安定担当部署の重点施策

## (15) 職業能力開発への支援

## ① ジョブ・カード制度の推進

## ア ジョブ・カード取得者状況

- 令和元年度年間目標 4,675人(6月末現在取得者数 518人)  
(平成30年度目標 4,675人、取得者数2,477人)

## イ 周知・普及への取組

ジョブ・カード取得者数の目標値の達成に向けた取組の強化及び確実な実行のため、「ジョブ・カード“もっと使おう”大作戦！」を実施し、局、ハローワーク及び福島県地域ジョブ・カード 運営本部会議の各構成団体が一体となり、新ジョブ・カード制度のなお一層の推進を図った。

(企業への周知・広報実績 : 4月～9月まで 延べ 2,187社)

## (ア)労働局の取組

- i ジョブ・カード制度担当者連絡会議を開催した。(毎月)  
福島労働局・ハローワーク福島・福島ジョブ・カードセンターの三機関
- ii 事業主や学生等に対する周知・広報を行った。
- iii 福島県地域ジョブ・カード運営本部会議の構成機関・団体等への協力要請を行った。
- iv 労働局からハローワークへメールマガジンを配信した。(取組に関する各種情報等を掲載)
- v 職業安定部幹部による企業への周知・広報を行った。
- vi 関係機関が発行する広報誌等へのリーフレットの掲載依頼を行った。

## (イ)ハローワークの取組

- i 事業主や大学・各種学校等に対する周知・広報を行った。
- ii 求職者や学生等に対する周知及び活用促進を行った。
- iii 「訓練受講希望者等に対するジョブ・カード作成支援推進事業」の積極的活用を行った。
- iv 「ジョブ・カード“もっと使おう”大作戦！」に係る所内研修を行った。
- v 関係機関が発行する広報誌等へのリーフレットの掲載を依頼した。

## 労働行政の重点施策

## 2 職業安定担当部署の重点施策

## (15) 職業能力開発への支援

## ② 技能検定制度の推進

## ア 技能検定

働く人々の有する技能を一定の基準により検定し国として認定する制度で、技能に対する社会一般の評価を高め、働く人々の技能と地位の向上を図ることを目的として職業能力開発促進法に基づき実施されていることから、当該制度について積極的に周知広報を行った。(技能検定職種130職種／都道府県が実施111職種:指定試験機関が実施19職種)

うち福島県職業能力開発協会が実施する「ものづくりマイスター認定職種39職種、延べ234人(平成30年度末現在)

## イ 「福島県若年技能者人材育成支援等事業連携会議」への参画

事業主体である福島県職業能力開発協会が主催する同会議へ出席した。

## ウ 上記事業の周知・広報

福島県、福島県職業能力開発協会と連携し、各ハローワークでのポスター掲示やリーフレット等を配布した。

# 令和元年度職業安定部各業務実績一覧表

項目	目標 (①) (件)	実績 (元年8月末現在) (②) (件)	進捗率 (①/②)
①就職件数(常用)	29,876	12,473	41.7%
②充足件数(常用、受理地ベース)	29,122	12,058	41.4%
③雇用保険受給者の早期再就職件数	7,650	3,183	41.6%
④生活保護受給者等の就職件数	951	495	52.1%
⑤障害者の就職件数	1,454	640	44.0%
⑥学卒ジョブサポーターの支援による正社員就職件数	3,090	1,073	34.7%
⑦ハローワークの職業紹介により正社員に結びついたフリーター等の件数	3,738	1,865	49.9%
⑧公的職業訓練の修了3か月後の就職件数	1,195	612	51.2%
⑨マザーズハローワーク事業における担当者制による就職支援を受けた重点支援対象者の就職率	92.7%	95.8%	3.1P
⑩正社員求人数	92,066	36,291	39.4%
⑪正社員就職件数	15,243	6,350	41.7%
⑫人材不足分野の就職件数	6,955	3,242	46.6%
⑬生涯現役支援窓口での65歳以上の就職件数	305	196	64.3%

※ ③、⑦については、令和元年7月末現在の実績。

※ ⑨については、令和元年6月末現在の実績。

## 労働行政の重点施策

### 3 雇用環境・均等担当部署の重点施策

(1) 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保対策等の推進

- ・ 男女雇用機会均等法履行確保のための事業所に対する訪問指導(同法第29条に基づく報告の徴収)の実施及び労働者からの相談・通報に対する適切な援助等を行った。

○男女雇用機会均等法関係是正件数 70件(令和元年9月末現在)

【参考】平成30年度の状況

○男女雇用機会均等法関係相談件数 266件

(2) 育児・介護休業法の確実な履行に向けた適切な指導等

- ・ 育児・介護休業法の履行確保のための事業所に対する訪問指導(同法第56条に基づく報告の徴収)の実施及び労働者からの相談・通報に対する適切な援助等を行った。

○育児・介護休業法関係是正件数 126件(令和元年9月末現在)

【参考】平成30年度の状況

○育児・介護休業法関係相談件数 475件

(3) 女性活躍推進法及び次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画等の策定促進等

- ア 女性活躍推進法に基づく企業指導  
女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画策定届の義務企業(労働者数301人以上)に対する届出及び公表の確実な実施を徹底し、未届出企業に対する指導等を行った。

○届出状況(令和元年9月末現在)

対象企業 157社中155社(届出率98.7%)

- イ 次世代育成支援対策推進法に基づく企業指導

次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の義務企業(労働者数101人以上)に対する策定届の確実な実施及び努力義務企業への支援を実施した。

○届出状況(令和元年9月末現在)

・義務企業 599社中595社(届出率99.3%)

・努力義務企業 487社



## 労働行政の重点施策

### 3 雇用環境・均等担当部署の重点施策

#### (4) 総合的ハラスメント対策の一体的実施

- ・ ハラスメント特別相談窓口を設置し労働者からの相談に迅速に対応する体制を整備した。労働者からの相談の結果、法違反(均等法、育介法)の事実があれば報告徴収を実施するなど積極的な事業所指導を行った。  
また、労働者からの紛争解決援助の申出があった場合には、あっせん・調停等による解決を図った。

【参考】平成30年度 相談件数

いじめ・嫌がらせ	1,642件
セクシャルハラスメント	157件
いわゆるマタニティハラスメント	131件

#### (5) 個別労働紛争の解決の促進

##### ① 総合労働相談コーナーの適切な運営

#### ア 総合労働相談コーナーへの労働相談

総合労働相談コーナーに対し寄せられた個別労働紛争に係る労働相談に対して適切な対応を実施した。

【参考】平成30年度相談件数

16,696件
うち個別労働紛争関係 5,655件

#### イ 総合労働相談員への研修

総合労働相談員に対する研修を、5月10日に実施した。研修では、働き方改革関連法改正に係る知識習得のため、各課室担当官の講義を聴講した。  
また、各総合労働相談コーナーの巡回指導も実施した。

#### ウ 関係機関との連携

個別労働関係紛争解決制度等を有する関係機関との連携強化を図るため、「労働相談・個別労働紛争解決制度関係機関連絡協議会」を開催した。(6月13日)

##### ② 個別労働関係紛争解決促進法に基づく効果的な助言・指導及びあっせんの実施

- ・ 総合労働相談コーナーに対し寄せられた個別労働紛争について、助言・指導およびあっせん制度の適切な説明と、助言・指導申出およびあっせん申請に対する適切な対応を行った。

#### ○個別労働紛争解決援助

助言・指導申出件数	55件(令和元年9月末現在、速報値)
あっせん申請件数	40件(令和元年9月末現在、速報値)

## 労働行政の重点施策

### 3 雇用環境・均等担当部署の重点 施策

#### (5) 個別労働紛争の解決の促進

#### ③ 男女雇用機会均等法、育児・介 護休業法、パートタイム労働法関 係の紛争解決の援助

- ・ 雇用環境・均等室に寄せられた個別労働紛争について、助言・指導および調停制度の適切な説明と助言・指導申出および調停申請に対する適切な対応を行った。

#### ○個別労働紛争解決援助

助言・指導申出件数	2件(セクハラ、育児不利益)	令和元年9月末現在
調停申請件数	3件(妊娠不利益、セクハラ2)	令和元年9月末現在

## 労働行政の重点施策

### 3 雇用環境・均等担当部署の重点施策

#### (6) 労働条件の確保・改善対策 (周知・啓発)

① 無期転換ルールの周知・啓発  
及び有期雇用特別措置法の円滑な施行

② 労働法制の普及等に関する取組

- ・ 無期転換ルール特別相談窓口を設置し、労働者からの相談に迅速に対応する体制を整備した。
  - 有期特措法に基づく第二種計画認定申請状況  
申請件数: 25件(令和元年9月末現在、速報値)  
認定件数: 26件(令和元年9月末現在、速報値)
- ・ 年度当初(4月)、県内の15大学等に対し労働法に関するセミナーの開催を依頼した。
  - セミナー開催実績(令和元年9月末現在)
    - ・ 福島大学において、局長による「大学生とアルバイトに関するセミナー」を実施
    - ・ わかものハローワークにおいて毎月1回開催(計6回)





## 労働行政の重点施策

3 雇用環境・均等担当部署の重点  
施策

## (9) 利用者による障害者虐待の防止

- ・ 総合労働相談コーナーに寄せられた、利用者による虐待に係る労働相談に対して適切な対応を行った。
- ・ 労働基準部・職業安定部と連携し、県内の労基署・ハローワークが把握した、利用者による障害者虐待が疑われる事案へ迅速に対応した。
- ・ 福島県 保健福祉部 障がい福祉課に対する障害者虐待防止法に基づく通報制度の迅速・適正な運用を行った。

## 労働行政の重点施策

## 4 労働保険適用徴収担当部署の重点施策

## (1) 労働保険制度の適正な運営

## ① 労働保険の未手続事業一掃対策の推進

ア 全国労働保険事務組合連合会福島県支部(以下「労保連福島支部」という。)との連携を通じた労働保険未手続事業一掃対策の実施

労働保険未手続事業の一掃のため、労保連福島支部と定期的に「労働保険未手続一掃対策協議会」を開催し、役割分担を行って進めている。この結果、今年度の未手続事業一掃対策の推進に係る年間目標に対する実績(令和元年8月末現在)は、次のとおりとなっている。

(ア) 加入勧奨・手続指導目標 → 1,430事業場  
8月末結果 246事業場(19.7%)

(イ) 自主成立の目標 → 660事業場  
8月末結果 180事業場(27.3%)

(ウ) 新規未手続事業場把握の目標 → 1,250事業場  
8月末結果 258事業場(18.0%)

(エ) 職権成立の目標 → 10事業場  
8月末結果 1事業場(10.0%)

※ 年間目標及び結果の件数は、局及び労保連福島支部の合計件数

また、広報活動として、福島労働局ホームページへの広報文の掲載、署所窓口でのパンフレット等の随時配付、地方公共団体及び事業主団体が発行する機関誌等への掲載依頼を年間を通して行っている。

加えて、本年度は東北税理士会福島県支部連合会に対して「労働保険未手続事業場の解消に関する協力依頼」を行い、各税理士事務所あてパンフレット等を送付した。

労働行政の重点施策

4 労働保険適用徴収担当部署の重点施策

(1) 労働保険制度の適正な運営

② 労働保険料等の適正徴収の徹底

ア 収納率向上のための取組

・適用徴収業務の局集中化に伴い、全ての滞納事業所について局独自の個別管理簿を作成し、事業所名、時効完成日、時効中断年月日及び時効中断理由を明記し、随時更新するとともに、債権保全と効果的な滞納整理をすべく、毎月、滞納整理の進め方等を室内において協議している。

＜令和元年8月末現在の滞納事業所数 1,399事業所(前年同期比 +261事業所)＞

・納付督促に応じず保険料等の納入に至らない過年度滞納事業主については、預金調査及び財産調査実施した上で、差押え等の滞納処分を実施している。

なお、滞納額が100万円以上の事業主(労働保険事務組合委託事業主を含む。)及び複数年度にわたって滞納している事業主(重点事業主)、滞納額が300万円以上の労働保険事務組合(重点事務組合)に対しては、納付督促、滞納処分の実施等を優先的に実施している。

(参考) 令和元年8月末現在における前年同期との比較

(ア) 徴収決定額

令和元年度	289億6,558万円	(前年同期比 -7億4,833万円)
平成30年度	297億1,391万円	

(イ) 不納欠損額

令和元年度	2,613万円	(前年同期比 +1,487万円)
平成30年度	1,126万円	

(ウ) 収納済額

令和元年度	92億9,223万円	(前年同期比 -10億4,954万円)
平成30年度	103億4,177万円	

(エ) 収納未済額

令和元年度	196億4,721万円	(前年同期比 +2億8,635万円)
平成30年度	193億6,086万円	

(オ) 収納率

令和元年度	32,11%	(前年同期比 -2.71%)
平成30年度	34,82%	

P53からつづく

- ② 労働保険料等の適正徴収の徹底

### イ 労働保険料算定基礎調査の実施

労働保険料算定基礎調査については、①賃金不払が是正された事業場、②雇用保険の遡及適用された事業場、③今年度の労働保険年度更新申告に疑義のある事業場等を選定し、11月から1月末の間で実施する予定である。



地方労働行政の展開に当たり  
留意すべき基本的事項

1 計画的・効率的な行政運営及び  
綱紀の保持

ア 行政運営方針に基づく行政の運営

3月に福島地方労働審議会の意見を聴いた上で策定した「令和元年度福島労働局行政運営方針～働く人たちとともに～」に基づき各行政を運営した。

イ 綱紀の保持

公務員倫理に関するeラーニングを全職員が受講したほか、会議等の場を通じて交通安全の徹底、不祥事案の防止等について各課室長及び各署所長に指示した。

ウ 情報セキュリティの確保

情報セキュリティに関するeラーニング(個人情報が含まれる情報の取扱い、ウィルス感染が疑われる場合の対応等)を全職員が受講した。

## 地方労働行政の展開に当たり 留意すべき基本的事項

### 2 地域に密着した行政の展開

#### (1) 地方公共団体、労使団体等との 連携

##### ア 各種会議を活用した連携

「福島地方労働審議会」や「福島県魅力ある職場づくり推進協議会」を活用し、労働行政に対する公政労使の意見を把握した。

##### イ 雇用対策協定締結による雇用対策の取組

- ・締結している各地方公共団体と事業計画を策定し、地域の雇用対策事業を効果的かつ一体的に取り組みを行った。
- ・運営協議会及び事務打ち合わせ等を実施し、事業計画の円滑な推進を図った。

##### ○福島県雇用対策協定(再掲)

事業内容: 震災復興のための雇用対策、働き方改革の推進、等

##### ○いわき市雇用対策協定

事業内容: 若年者への就職支援の充実、中小企業に対する人材確保対策の実施、等

##### ○郡山市雇用対策協定

事業内容: 人材確保支援及び人材育成の推進、働きやすい環境の整備(働き方改革)、等

##### ○南相馬市雇用対策協定

事業内容: 若年労働力の確保・定着の促進、人材不足分野での人材確保の推進、等

##### ○伊達市雇用対策協定

事業内容: 若年者への就職支援の充実、人材確保対策の実施、等

##### ○会津若松市雇用対策協定

事業内容: 若年者の就職支援及び地元定着の促進、人材不足分野に対する雇用支援の拡充、等

地方労働行政の展開に当たり

留意すべき基本的事項

2 地域に密着した行政の展開

(2) 積極的な広報の実施

ア 定例報告会の開催

毎月報道機関に対する定例報告会を開催し、「雇用失業情勢」について発表するほか、「法令の施行」「イベント・行事」等について説明した。

イ ホームページの活用

最重点施策や重点施策に関するセミナー、各種認定式・表彰式、働き方改革に関する取組を積極的に行う県内企業の取組等について、当局ホームページを活用して県内に広く発信した。

## 地方労働行政の展開に当たり留意すべき基本的事項

### 3 行政文書及び保有個人情報の厳正な管理及び情報公開制度・個人情報保護制度への適切な対応

#### (1) 行政文書の適正な管理

- ア 行政文書の適正な管理に係る各課室長及び署所長への研修等
  - ・ 4月に行政文書の管理に係るルール(1年以上保存の文書と1年未満保存の文書への分類、保管方法、廃棄に当たり内閣総理大臣の同意が必要であること、等)について、総括文書管理者(総務部長)から文書管理者(各課室長及び署所長)に対し研修を実施した。
  - ・ 追加給付に係る行政文書の誤廃棄が公表されたことを踏まえ、局議で総括文書管理者(総務部長)から各部課室長に対し改めて行政文書を廃棄する際のルール等について研修を実施したほか、自主点検シートに基づく自主点検を行うよう指示した。

#### (2) 保有個人情報の厳正な管理

- ア 個人情報漏えい防止マニュアルに基づく取組
 

「福島労働局個人情報漏えい防止マニュアル」に基づき、各課室及び各署所において本人確認の徹底、郵便封入時に封入・封緘を別の者が行うなどの対策を講じている。

仮に文書の誤交付等により個人情報が漏えいした(するおそれがある)場合には、速やかに誤交付した文書を回収するなど初期対応を行うとともに再発防止策を実施している。また局でも個人情報漏えい事案が発生した場合には各課室及び各署所に対し個人情報漏えいの防止の徹底を指示している。